

## 調査事業に係る事後評価(案) (記載様式)

### 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会および市内バス対策プロジェクト会議を適切に開催し、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等連携計画の策定に向けて必要な調査を行い、計画事業の実施に向けて地域関係者の合意形成を図った。

### 連携計画策定調査の総合性・整合性

#### 1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

桜井市の各地区において、地勢、隣接市町村と本市との間の通勤・通学の状況、公共交通サービスの状況、パーソナルトリップ状況等に係るデータ・資料を整理するとともに、公共交通サービスのあり方等に係る住民アンケート調査や地元ヒアリング、バス利用状況調査等を実施することにより、本市における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。(別添の桜井市地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

本市の観光振興や主要福祉施設の利用、主要病院の通院、小中学校の通学等の状況を踏まえつつ、スクールバスも含め、公共交通の問題点・課題を整理している。(別添の桜井市地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

#### 2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

地元ヒアリングの実施による住民要望の把握とともにバス利用者数を把握した上で、今後3年にわたっての毎年の目標値を地域公共交通に関する事業計画の目標として設定している(別添の桜井市地域公共交通総合連携計画の事業計画(案)を参照)が、これらの目標値は、今後桜井市の公共交通を維持していくために適切な目標といえる。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

公共交通サービスのあり方等に係る住民アンケート調査の結果や地元ヒアリングによる要望の把握、バス利用状況調査等を実施することにより、地域公共交通に関する目標を設定している。(別添の桜井市地域公共交通総合連携計画の素案の中の「地元ニーズ等の把握」の項を参照)

#### 3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。  
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

「交通空白地における公共交通の確保」に対しては、デマンド(予約型)乗合タクシーの実証運行を取組事業とし、また、「効率的で利便性の高い運行路線・体制の再編」に対しては、民間路線バスの運行休止に伴う桜井市コミュニティバスの運行を取組事業の案として選定した。(別添の桜井市地域公共交通総合連携計画の素案を参照)

|   |
|---|
| <p>自立性・持続性</p>  |
| <p>1 事業の実施に向けての準備</p>   |
| <p>地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>  |
| <p>「交通空白地における公共交通の確保」に対しては、デマンド(予約型)乗合タクシーの実証運行を取組事業とし、また、「効率的で利便性の高い運行路線・体制の再編」に対しては、民間路線バスの運行休止に伴う桜井市コミュニティバスの運行を取組事業の案として選定しており、これらの取組事業についての具体的内容やスケジュールを検討するため、法定協議会や庁内バス対策会議を各3回開催するとともに、地元ヒアリングを実施することによる地元合意形成を図った。</p> |
| <p>事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>  |
| <p>民間路線バスの運行休止に伴うコミュニティバスの実証運行及びデマンド(予約型)乗合タクシーの実証運行について、年間における1便当たりの平均利用者数を設定し把握することで、事業による効果・影響を把握するとの合意が法定協議会において形成された。</p>  |
| <p>事業の実施主体が検討されたか。</p>  |
| <p>民間路線バスの運行休止に伴うコミュニティバス及びデマンド(予約型)乗合タクシーの実証運行については、法定協議会が実施主体となり、その運行业務を民間事業者に委託することで、合意形成がなされた。</p>  |
| <p>2 事業の実施環境</p>  |
| <p>実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>  |
| <p>平成22年度においてコミュニティバスの実証運行及びデマンド(予約型)乗合タクシーの実証運行の事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、桜井市からの財政支出による。桜井市の財政支出分は、平成22年3月議会に平成22年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。</p>  |
| <p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>   |
| <p>地域自治会や住民が、コミュニティバス及びデマンド(予約型)乗合タクシーを良くするために計画の実施段階においても関わっていくことについて提案し合意した。</p>  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成 |  |
| 1                       | 協議会における審議体制等   |
|                         | 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。   |
|                         | 法定協議会の協議事項については桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約において定められており、協議会において適正に審議している。計画事業の実施にあたっては協議会で検討していくものとする。   |
|                         | 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。  |
|                         | 法定協議会の構成員には桜井市の自治連合会長、桜井市老人クラブ会長及び桜井市社会福祉協議会会長が含まれているほか、調査事業の進め方を法定協議会で審議した上で、交通サービスに対するあり方等に係る住民アンケート調査や地元ヒアリングを実施し、調査結果について法定協議会で説明を行っており、住民の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。 |
| 2                       | 協議会における審議  |
|                         | 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。   |
|                         | 平成20年度第1回法定協議会においては法定協議会の規約が決定され、それ以降の法定協議会においては調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されたほか、第4回法定協議会においては調査事業に係る自己評価報告案が報告・審議されており、調査事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。                            |
|                         | 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。  |
|                         | 法定協議会における審議資料及び議事録について、桜井市ホームページにおいて公開している。  |
| 3                       | 地域関係者の実質的な合意形成   |
|                         | 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。   |
|                         | 法定協議会において調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されるとともに、地元ヒアリング等の実施により、事業実施に向けた合意形成がなされ、さらに、12月14日(月)から12月25日(金)まで桜井市においてパブリックコメントを実施したが、特に反対意見はなかった。必要な費用は国費のほか桜井市からの財政支出を予定することになっている。     |